

（ウ）公共賃貸住宅の適切な供給

公共賃貸住宅の供給は、民間による賃貸住宅の供給を補完するものであり、公営住宅、都市機構賃貸住宅、公社賃貸住宅等それぞれの目的に応じた住宅の供給に努めている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的に整備が行われており、平成18年度末のストックは約219万戸となっている。

都市機構賃貸住宅は、大都市地域等においてファミリー向け賃貸住宅を中心として独立行政法人都市再生機構が供給しており、平成18年度末の管理戸数は約77万戸となっている。

公社賃貸住宅は、地方住宅供給公社により、地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、住宅金融支援機構融資や地方公共団体融資等の資金を活用して供給されており、平成18年度末の管理戸数は約15万戸となっている。

また、既設公営住宅及び既設都市機構賃貸住宅について高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の改善を推進するとともに、特に老朽化した公共賃貸住宅については、居住水準の向上等を図るため、建て替えを計画的に推進している。

（エ）住宅市場の環境整備

ライフステージに応じた住み替えや買い換えを通じて既存住宅ストックを有効に活用し得るような市場を整備するため、既存住宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備に向けた施策を展開している。

また、訪問販売等による住宅リフォーム工事契約に伴う被害が発生し、社会問題になっている状況を踏まえ、消費者が安心してリフォームや耐震改修ができるよう、全国の都道府県・市町村で約1,300箇所のリフォーム相談窓口を設置している。

イ 多様な居住形態への対応

（ア）持家における同居等のニーズへの対応

高齢者の多様な居住形態に対応した住宅供給を促進していく必要があるため、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業において親族居住用住宅を対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施している。

（イ）高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度に、専ら高齢者に賃貸する住宅についてより詳細な情報提供を行う制度として高齢者専用賃貸住宅制度を平成17年度に追加し高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、高齢者居住支援センターにおいて登録された賃貸住宅（登録住宅）に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図っている。なお、当該家賃債務保証制度については、19年度より家賃債務に加え、原状回復や訴訟に要する費用についても保証の対象に追加している。

また、地方公共団体、NPO、社会福祉法人、関係団体等が連携して、高齢者等に対する居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業を平成18年度に創設し、上記制度と併せ、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

（ウ）高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公共賃貸住宅については、高齢者のニーズに対応するため、公営住宅において、高齢者世帯

を優先入居の対象とする老人世帯向公営住宅を供給している。また、60歳以上の者については単身入居を認めるとともに、高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げることが可能にしている。

都市機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、新規賃貸住宅における募集時当選率を優遇するとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている（表2-3-30）。

（エ）高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅

を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度を平成18年に創設し、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えを図っている。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

（ア）高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、高齢者が安心して住み続けることができるよう、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化の施策を積極的に展開している（表2-3-31）。

表2-3-30 公営住宅等の高齢者向け住宅建設戸数

年度	老人世帯向 公営住宅建設戸数	都市機構住宅の優遇措置戸数			住宅金融公庫の 割増貸付け戸数
		賃 貸	分 譲	計	
平成2年度	937	2,665	684	3,349	—
3	1,109	2,014	608	2,622	21,498
4	1,324	2,088	221	2,309	27,934
5	2,178	2,096	217	2,313	57,795
6	1,438	1,658	796	2,454	80,365
7	2,032	2,532	572	3,104	20,593
8	1,941	3,146	442	3,588	55,951
9	1,563	3,198	485	3,683	38,689
10	2,057	3,143	571	3,714	34,832
11	2,333	4,349 (946)	531	4,880	11,831
12	1,476	8,265 (2,317)	212	8,477	4,951
13	1,216	10,344 (4,963)	123	10,467	2,822
14	1,203	8,959 (4,117)	149	9,108	1,115
15	627	7,574 (3,524)	45	7,619	558
16	724	5,510 (3,353)	0	5,510	244
17	1,333	2,944 (1,662)	0	2,944	60
18	859	2,957 (1,294)	0	2,957	18

資料：国土交通省

（注1）平成16～18年度の老人世帯向公営住宅建設戸数については実績見込みである。

（注2）都市機構住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。

（注3）優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

（注4）（ ）内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

（注5）住宅金融公庫の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。この制度は平成17年度をもって廃止されたが、平成17年度中に申込みを受け付けた貸付け戸数を平成18年度以降に表示した。

表2-3-31

高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の概要

- 趣旨
 - ・高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるような住宅の設計に関する指針を定めるもの。
- 主な内容
 - ・玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室等ではできる限り同一階に配置
 - ・住戸内の床は、原則として段差のない構造
 - ・階段、浴室、便所には手すりを設置、玄関、脱衣室等には手すりの設置又は設置準備
 - ・通路、出入口は、介助用車いすの使用に配慮した幅員（通路78cm以上、出入口75cm以上）
 - ・階段の勾配、形状等の安全上の配慮
 - ・便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

資料：国土交通省

高齢者居住法に基づき、民間土地所有者によるバリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅の供給促進を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度や、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して独立行政法人住宅金融支援機構等の金融機関が行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を設けている。

独立行政法人住宅金融支援機構においては、証券化支援事業において、バリアフリー等の性能が特に高い住宅に金利の引下げを行う優良住宅取得支援制度を設けている。

さらに、住宅のバリアフリー改修の促進を図るため、高齢者等が居住する住宅において一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税や固定資産税を軽減する特例措置を講じている。

勤労者財産形成住宅貯蓄においては、一定のバリアフリー改修工事を増改築等の適格払出しの範囲に加えている。

（イ）公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住

宅、改良住宅（不良住宅密集地区の改良等による住宅）及び都市機構賃貸住宅について、段差の解消等の高齢化に対応した仕様を標準化している。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について補助の対象としている。都市機構賃貸住宅についても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

（ウ）住宅と福祉の施策の連携強化

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活を営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。このため、福祉施策との連携を図りつつ、高齢者向けの公共賃貸住宅の整備を積極的に推進している。

シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、LSA（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行っている。平成19年度末現在、821団地、2万1,994戸を管理している。また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅等についても、生活援助員の派遣に対し支援を行っている（図2-3-32）。

平成18年度から、一定の要件を満たし都道府県知事に届け出た高齢者専用賃貸住宅を介護保険法の特設施設として取り扱うこととなり、さ

らに一定の人員基準等を満たした場合には特定施設入居者生活介護の指定を受けられることとして、連携を図っている。

また、高齢者住宅対策など、地域特性に応じた住宅対策の目標、具体的施策の展開方針等を内容とする地方公共団体による住宅マスタープランの策定に対して補助を行っている。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

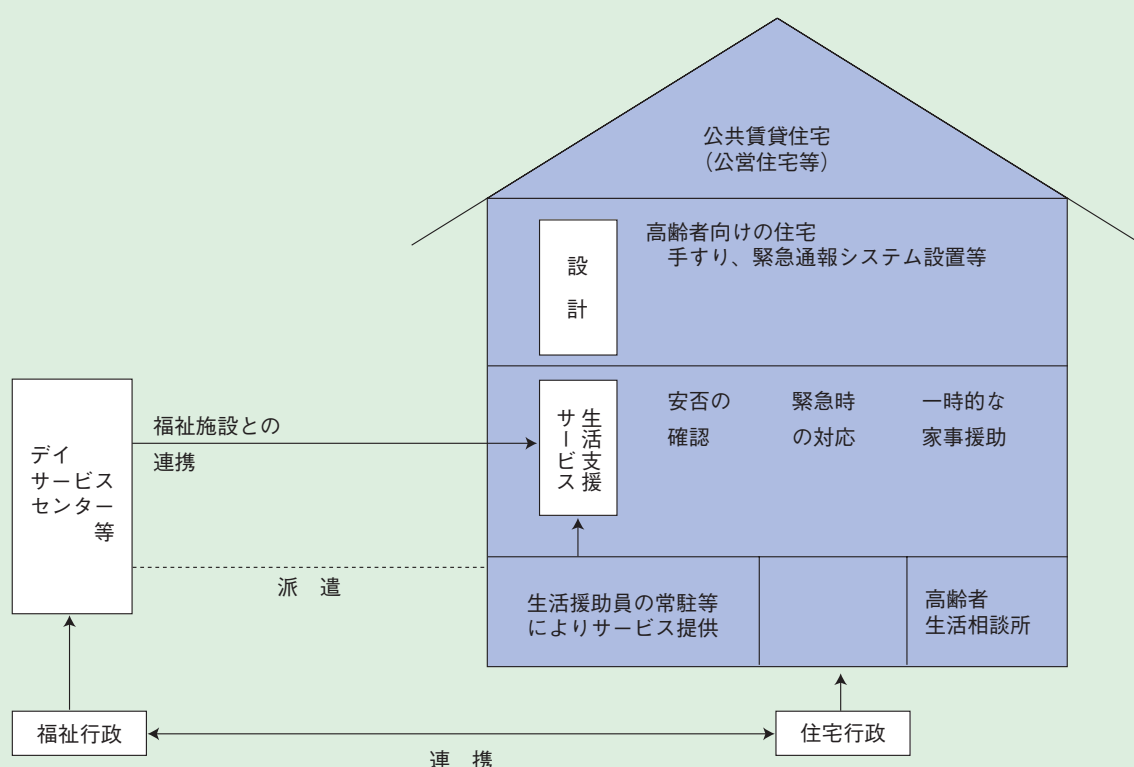
平成20年3月には、「バリアフリーに関する関係閣僚会議」において、「バリアフリー化推進要綱」を改定し、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を決定した。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針である新しい要綱においては、「バリアフリー」と併せて新しい施設の整

備等に際しては「ユニバーサルデザイン」を推進することの重要性を明確に位置付け、名称を「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に変更した。さらに、今後の取組方針として、生活者・利用者の視点に立った施策の展開を明記するとともに、各分野において、施策を効果的に推進しその進捗状況を明らかにするため、おおむね5年間を対象とした目標を設定している。

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備してい

図2-3-32 シルバーハウジング・プロジェクトの概念図



資料：国土交通省

表 2-3-33

高齢者に配慮したまちづくりの総合的な推進

事業の名称	事業の概要
バリアフリー環境整備促進事業	高齢者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。
共生のまちづくり推進	地方公共団体が行う、高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための取組に対し、支援を行う。

資料：国土交通省、総務省

る（表 2-3-33）。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

（ア）バリアフリー新法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関のバリアフリー化については、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。）に基づく取組みが行われてきたが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。）においても、公共交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設、大改良及び車両等の新規導入に際しての移動等円滑化基準への適合を義務付けている。既設の旅客施設・車両等についても移動等円滑化基準に適合することに努めなければならないこととしている。

（イ）ガイドライン等の策定

公共交通機関の旅客施設、車両等について、バリアフリー化の望ましい内容を示し、交通事業者等がバリアフリー化を進める際の目安としてもらうことにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。旅客施設については、平成13年8月に策定された「公共交通機関旅客施設の移

動円滑化整備ガイドライン」について、バリアフリー新法及び公共交通移動等円滑化基準の施行を契機に必要な見直しを行い、19年7月に「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を策定し、これに基づきバリアフリー化を実施してきた。

車両等については、平成12年12月に策定した「旅客船バリアフリー～設計マニュアル～」(19年8月には、必要な見直しを行った「旅客船バリアフリーガイドライン」を策定)、13年3月に策定した「公共交通機関の車両に関するモデルデザイン」(19年7月には、必要な見直しを行った「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を策定)、15年3月に策定した「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」に基づきそれぞれバリアフリー化を進めてきた。このうちノンステップバスについては、16年1月に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設した。

さらに、歩行空間について、バリアフリー新法に基づく道路の移動等円滑化基準の具体的な考え方等を解説した「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（平成14年12月策定、20年2月改訂）」を踏まえ、バリアフリー化を推進している。また、重点整備地区以外の歩道においても、バリアフリーの観点を踏まえた整備を行うため、「歩道の一般的構造に関する基準」（国土交通省都市・地域整備局長、道路局長通達）を17年2月に改正した。

(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動等円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している（表2-3-34）。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の設置について、税制上の特例措置を講じている。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行っているほか、ノンス

テップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車、移動等円滑化基準に適合する客席数60席以上の航空機の導入について、税制上の特例措置を講じている。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現するため、低床型路面電車（LRT）の狭軌超低床化に関する技術開発を支援している。

(エ) 歩行空間の形成

「社会資本整備重点計画」（平成15年10月閣議決定。計画期間：15～19年度）に基づき、交通事故が多発している住居系地区や商業系地区で、面的かつ総合的な事故対策を実施することにより歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリア等において、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差解消・勾配等の改善、③上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装

表2-3-34 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

(1) 旅客施設のバリアフリー化の状況（注1）

	1日当たりの平均利用者数 5,000人以上の旅客施設数	平成18年度末		1日当たりの平均利用者数 5,000人以上かつトイレを 設置している旅客施設数	平成18年度末 障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者 誘導用ブロック		
鉄軌道駅	2,801	1,758(62.8%)	2,483(88.6%)	2,678	1,408(52.6%)
バスターミナル	42	32(76.2%)	28(66.7%)	33	9(27.3%)
旅客船ターミナル	9	8(88.9%)	7(77.8%)	9	5(55.6%)
航空旅客ターミナル	23	15(65.2%) (100%注2)	21(91.3%)	23	22(95.7%)

（注1）バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく移動等円滑化基準に適合するものの数字。
なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5メートル以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は75.2%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は72.4%となっている。

（注2）航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は、平成13年3月末までに100%達成されている。

(2) 車両等のバリアフリー化の状況

	車両等の総数	平成18年度末 移動等円滑化基準に 適合している車両等
鉄軌道車両	51,618	10,309(20.0%) 【21,560(41.8%)】
低床バス	58,735	19,434(33.1%)
うちノンステップバス		10,389(17.7%)
旅客船	939	108(11.5%)
航空機	496	270(54.4%)

（注1）「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動等円滑化基準への適合をもって算定。

（注2）【 】内は、旧交通バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準（基準強化前）に照らした場合の数値である。

(3) 福祉タクシーの導入状況

平成18年度末 9,651両

(タクシー車両総数 273,740両)

資料：国土交通省

置付きの立体横断施設の設置、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、⑪信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進し、高齢歩行者等の安全の確保を図っている。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備と車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策を実施している。

また、外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地の街区などにおいて、一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする「くらしのみちゾーン」を形成するため、平成20年1月までに意欲の高い55地区を登録し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施している。

さらに、積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等、特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施している。

（オ）道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向

上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線「ゆずりあい車線」の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を行っている。

（カ）バリアフリーのためのソフト面の取組

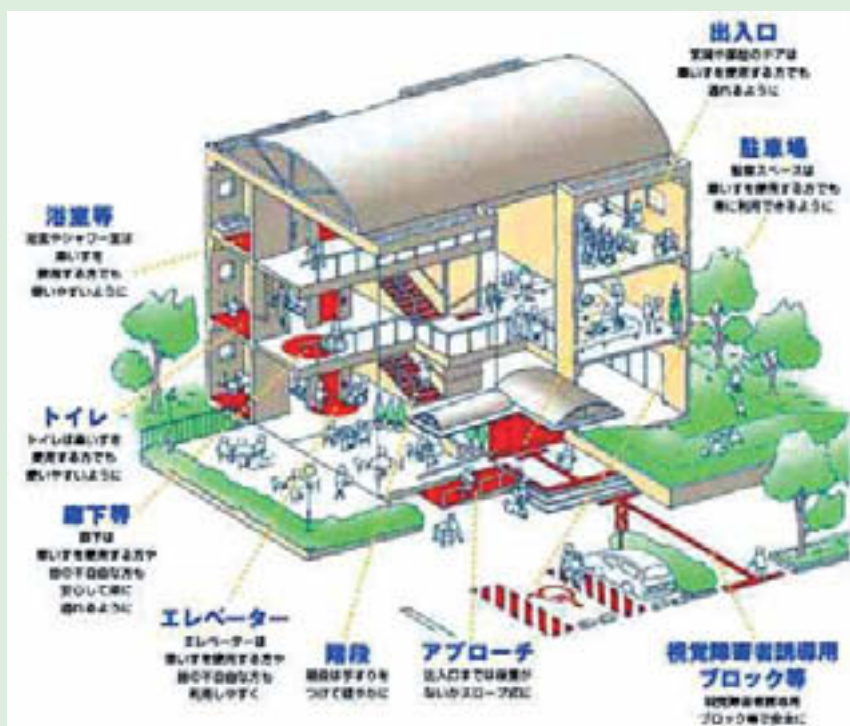
国民一人一人がバリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、だれもが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進している。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー新法に基づき、高齢者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進するため、不特定多数の者又は主に高齢者等が利用する建築物の一定の新築・増改築・用途変更の際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している（図2-3-35）。また、優良な建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた一定の建築物については、補助制度、融資制度、税制上の特例等の支援措置を講じ、整備の促進を図っている（図2-3-36）。

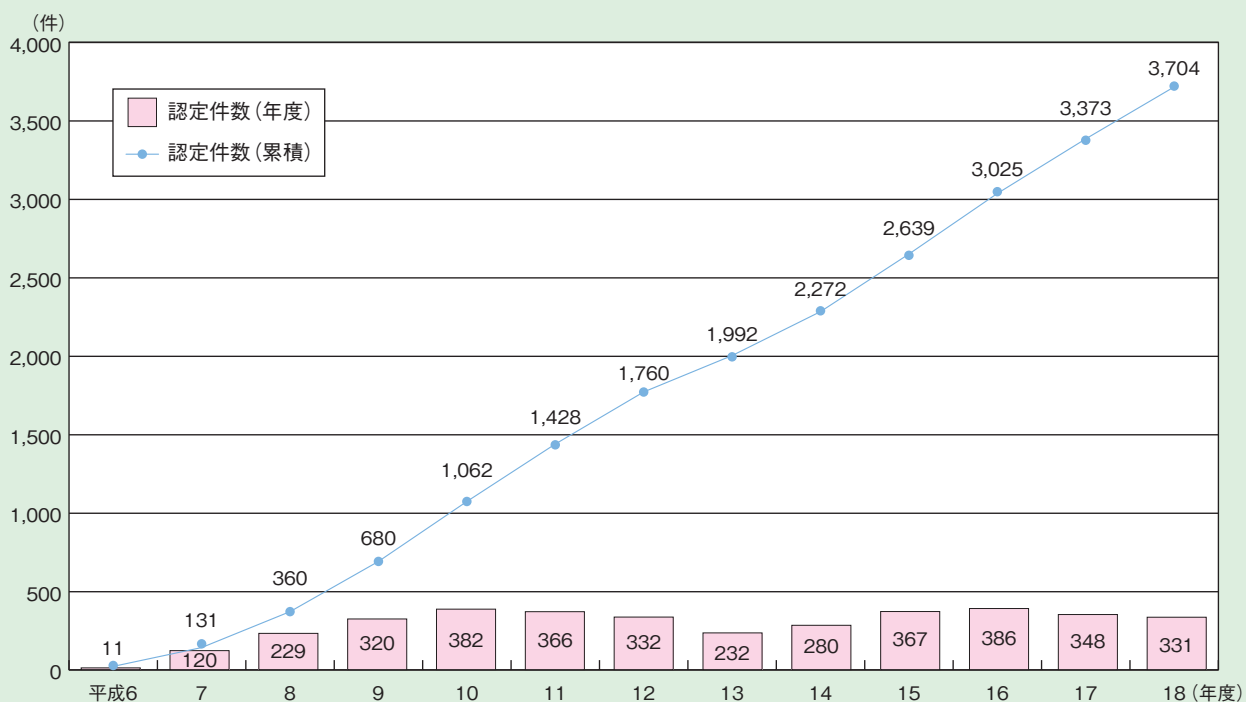
さらに、ユニバーサルデザイン等の観点から配慮が望ましい事項の紹介（乳幼児連れの人への対応、災害時の避難安全確保の在り方、便所におけるオストメイト（人工肛門保持者等）対応の在り方、ホテル客室内のきめ細やかな対応の在り方等）や優れたバリアフリー対応建築物の具体例の紹介を加えた建築設計標準の普及を推進している。

図2-3-35 バリアフリー化された建築物のイメージ



資料：国土交通省

図2-3-36 バリアフリー新法に基づく認定実績



資料：国土交通省